

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山中央福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 法人は、常勤理事長及び常勤理事、常勤監事に対して別表1を基準として報酬を支給する。

2 前項の報酬額は、毎年度定時評議員会で決定する。

(非常勤役員の報酬)

第3条 法人の非常勤役員に対して別表1を基準として報酬を支給する。

2 監事が年2回の法人内監査に立ち会う場合は、1回1万円の日当を支給する。

3 前項の報酬の額は、毎年度定時評議員会で決定する。

(評議員の報酬)

第4条 法人の評議員に対して報酬は支給しないものとする。

(支給日)

第5条 理事長及び常勤監事の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 法人の役員報酬は、毎年6月に支給する

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席する場合には、費用弁償（交通費相当額等）として1回3,000円を支給する。ただし、役員が理事長、常勤監事及び職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等が業務のために出張をした場合の日当及び旅費は、岡山中央福社会旅費規定に準ずる。

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成18年11月11日から施工する。

改正 平成20年12月26日

改正 平成23年 1月 1日

別表2改正 平成28年 9月 1日

改正 平成29年 1月 1日

改正 平成29年 6月 1日

改正 平成29年11月 1日

改正 (別表1・2含む) 令和 元年 6月21日

改正 2020年 3月27日

別表2改正 2021年 6月25日

別表 1

① 常勤理事長報酬		別表 2 の通りとする
② 常勤監事報酬		月額 10 万円
③ 常勤役員報酬 (役員手当)		
	常勤理事	月額 10 万円
④ 非常勤役員報酬		年間 1 万円
⑤ 専務理事報酬		月額 12 万円

別表 2

理事長報酬表

号俸	本俸	役員手当	報酬額
1	¥300,000	¥150,000	¥450,000
2	¥308,000	¥150,000	¥458,000
3	¥316,000	¥150,000	¥466,000
4	¥324,000	¥150,000	¥474,000
5	¥332,000	¥150,000	¥482,000
6	¥340,000	¥150,000	¥490,000
7	¥348,000	¥150,000	¥498,000
8	¥356,000	¥150,000	¥506,000
9	¥364,000	¥150,000	¥514,000
10	¥372,000	¥150,000	¥522,000
11	¥380,000	¥150,000	¥530,000
12	¥388,000	¥150,000	¥538,000
13	¥395,000	¥150,000	¥545,000
14	¥402,000	¥150,000	¥552,000
15	¥409,000	¥150,000	¥559,000
16	¥416,000	¥150,000	¥566,000
17	¥423,000	¥150,000	¥573,000
18	¥430,000	¥150,000	¥580,000
19	¥437,000	¥150,000	¥587,000
20	¥444,000	¥150,000	¥594,000
21	¥451,000	¥150,000	¥601,000
22	¥458,000	¥150,000	¥608,000
23	¥465,000	¥150,000	¥615,000
24	¥472,000	¥150,000	¥622,000
25	¥479,000	¥150,000	¥629,000
26	¥486,000	¥150,000	¥636,000
27	¥493,000	¥150,000	¥643,000
28	¥500,000	¥150,000	¥650,000
29	¥507,000	¥150,000	¥657,000
30	¥514,000	¥150,000	¥664,000